

第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成20年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、803件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件704件、仲裁事件1件、裁定事件90件（責任裁定事件64件、原因裁定事件26件）及び義務履行勧告事件5件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件703件、仲裁事件1件、裁定事件74件（責任裁定事件54件、原因裁定事件20件）及び義務履行勧告事件4件の計785件である（表2-2-1、付録1（113ページ）参照）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰藉料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)（30ページ）参照）。

表 2-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(平成21年3月31日現在)

(単位：件)

区分 年度	あ っ せ ん			調 停			仲 裁			裁 定			義務履行勧告			計				
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 継続	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成																				
元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
計	3	3		704	703		1	1		90 (26)	74 (20)		5	4		803	785			

(注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰藉料額等変更申請が平成20年度までに542件係属した(表2-2-4参照)。
 (資料) 公害等調整委員会事務局

第1節 平成20年度に係属した調停事件

平成20年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が20年度に係属した。このうち、1件が20年度中に終結し、残り1件が21年度に繰り越された(表1-1-1(6ページ))。また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰藉料額等変更申請は、前年度から繰り越された3件に新たに受け付けた2件を加えた5件が20年度に係属した。このうち3件が20年度中に終結し、残り2件が21年度に繰り越された(表2-2-5)。

1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

(1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方(被申請人)として、賠償金の支払等内容を求める調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている(ランク別の補償額等調停の内容については、表2-2-6参照)。(注)

申請は、昭和46年12月24日以降平成20年度末までに615件(患者数1,551人)となっている(表2-2-2)。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。なお、同法の施行(昭和49年9月1日)前は(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号))及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和53年法律第104号)により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである(表2-2-3)。

(注)水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰藉料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰藉料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当(年金)の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

(2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成20年度末までに52次にわたる調停を実施し、604件（患者数1,461人）について調停が成立した（表2-2-2）。

(3) 慰籍料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。」という条項がある（表2-2-6、「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰籍料額等変更申請を、平成20年度末までに542件受け付け、540件処理した。20年度中に新たに受け付けた申請は2件で、この2件が21年度に繰り越された（表2-2-4、表2-2-5）。

(4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰籍料等の金額が異なること、第3項及び第4項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰籍料等の金額が異なること、第5項（家族の慰籍料支払）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である（表2-2-6）。

[Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号	調 停 調 書
（申請人の住所・氏名）	
大阪市北区中之島3丁目6番32号	
被申請人	チツソ株式会社
上記代表者代表取締役	（ 氏 名 ）
上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において	
調停委員長	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
調 停 委 員	（ 氏 名 ）
列席し第1回調停期日を開いた。	
申 請 人	（ 氏 名 ）
被申請人代理人	（ 氏 名 ）各出頭
上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。	
申請人が調停を求めた事項	
申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったので、これに関する紛争の一切を早期円満に解決するため、妥当な賠償金の支払を含む適切な調停を求めるというにある。	
当委員会は、双方の主張、意見等を検討し、事実の調査をした上、申請人に対し、その精神的苦痛のほか、今後の治療費、過去及び将来の逸失利益、症状とその経過、年齢、職業、収入、その他諸般の事情を斟酌して、慰籍料の支払その他の給付をさせる調停案を作成し、調停を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。	
当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。	

申 請 人 (氏 名) 印

被申請人代理人 (氏 名) 印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

調 停 委 員 (氏 名) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 (氏 名) 印

調 停 条 項

- 1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員の支払をすること。
 - (1) 申請人本人に対する慰籍料金1,700万円及びこれに対する昭和〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1,600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1,100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金
その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1,000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当することとし、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当することとし、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払うこと。
 - (2) 治療費
認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額
 - (3) 介護費
認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額
 - (4) 特別調整手当
平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万円の割合による額（平成21年3月現在）
その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払うこと。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当するものとする。
 - (5) 葬祭料
患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金54万2,000円（平成21年3月現在）
その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払うこと。
- 2 前項の（4）及び（5）の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。
- 上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。
- 3 将来申請人の症状に第1項の（1）及び（4）の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができるものとする。
- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を申請時から支払うものとする。
- 5 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母について、申請人の水俣病罹患による同人らの慰籍料につ

き、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。

- 6 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰籍料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰籍料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができるものとする。
- 7 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努めること。
- 8 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行すること。
- 9 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努めること。
- 10 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とすること。

表 2-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 年度	受 付		終 結		未 済	
	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数	件 数	患 者 数
昭 和 46	4件	31人	0 件	0 人	4件	31人
47	11	147	0	0(3)	15	175
48	25	193	10(1)	106(1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253(1)	34	122
51	54	117	40	131(1)	48	107
52	62	206	32(1)	86(1)	77	226
53	41	112	71(8)	161(81)	39	96
54	48	72	34	86(1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45(1)	55(1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平 成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
計	615	1,551	604(11)	1,461(90)		

(注) ()内は取下げ等の外数である。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 3 年度別水俣病認定患者数

区分 年度	認定機関別認定患者数			
	合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～45	121 人	人	116 人	5 人
46	60		58	2
47	216		204	12
48	358		292	66
49	44		29	15
50	161		146	15
51	148		109	39
52	240		196	44
53	175		125	50
54	143	1	115	27
55	71	5	43	23
56	77	3	54	20
57	95	10	66	19
58	68	1	45	22
59	67	5	36	26
60	54	0	29	25
61	60	1	43	16
62	40	3	15	22
63	19	1	6	12
平成元	13	1	1	11
2	18	0	7	11
3	4	1	0	3
4	3	0	1	2
5	1	0	1	0
6	1	0	1	0
7	3	0	3	0
8	2	0	1	1
9	0	0	0	0
10	0	0	0	0
11	2	0	1	1
12	1	0	0	1
13	0	0	0	0
14	0	0	0	0
15	0	0	0	0
16	0	0	0	0
17	0	0	0	0
18	1	0	1	0
19	2	0	2	0
20	1	0	0	1
計	2,269	32	1,746	491

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。

2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

(資料) 環境省

表 2 - 2 - 4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件関連の慰藉料額等
変更申請の処理件数

年度	区分		
	受 付	終 結	未 済
昭和 49	13件	0件	13件
50	13	0	26
51	8	12	22
52	42	12	52
53	46	10	88
54	15	33	70
55	22	49	43
56	29	33	39
57	39	30	48
58	29	39	38
59	25	31	32
60	23	31	24
61	33	28	29
62	22	34	17
63	18	22	13
平成 元	14	15	12
2	14	19	7
3	18	13	12
4	15	18	9
5	21	17	13
6	9	13	9
7	11	11	9
8	7	10	6
9	10	10	6
10	5	8	3
11	7	5	5
12	7	5	7
13	2	7	2
14	0	2	0
15	1	1	0
16	4	0	4
17	4	6	2
18	9	8	3
19	5	5	3
20	2	3	2
計	542	540	

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2 - 2 - 5 平成 20 年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停
申請事件関連の慰籍料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
57年（調）第36号	平成19. 9. 3	平成20. 5. 28
47年（調）第12号	19. 10. 15	20. 5. 28
56年（調）第39号	19. 12. 25	20. 5. 28
56年（調）第39号	20. 11. 7	計 3 件
57年（調）第51号	21. 3. 19	
計 5 件（うち平成20年度受付 2 件）		

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 2-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1	慰 藉 料	1, 800 万円	1, 700 万円	1, 600 万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2	治 療 費	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3	介 護 手 当	昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同 上
4	特別調整 手 当				(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和48.4.27~ 49.5.31	6万 円/月	3万 円/月	2万 円/月	
	49.6.1~ 50.5.31	7万 円/月	3万5,000円/月	2万4,000円/月	
	50.6.1~ 51.5.31	8万5,000円/月	4万3,000円/月	3万 円/月	
	51.6.1~ 52.5.31	9万4,000円/月	4万8,000円/月	3万4,000円/月	
	52.6.1~ 53.5.31	10万2,000円/月	5万2,000円/月	3万7,000円/月	
	53.6.1~ 54.5.31	11万 円/月	5万6,000円/月	4万 円/月	
	54.6.1~ 56.5.31	11万4,000円/月	5万8,000円/月	4万2,000円/月	
	56.6.1~ 58.5.31	12万9,000円/月	6万6,000円/月	4万8,000円/月	
	58.6.1~ 60.5.31	13万5,000円/月	6万9,000円/月	5万1,000円/月	
	60.6.1~ 62.5.31	14万2,000円/月	7万3,000円/月	5万4,000円/月	
	62.6.1~ 平成元.5.31	14万5,000円/月	7万5,000円/月	5万5,000円/月	
	元.6.1~ 3.5.31	14万6,000円/月	7万6,000円/月	5万6,000円/月	
	3.6.1~ 5.5.31	15万7,000円/月	8万2,000円/月	6万 円/月	
	5.6.1~ 7.5.31	16万5,000円/月	8万6,000円/月	6万3,000円/月	
	7.6.1~ 9.5.31	16万8,000円/月	8万8,000円/月	6万5,000円/月	
	9.6.1~ 11.5.31	16万9,000円/月	8万9,000円/月	6万6,000円/月	
	11.6.1~ 13.5.31	17万3,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	13.6.1~ 15.5.31	17万2,000円/月	9万1,000円/月	6万8,000円/月	
	15.6.1~ 17.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	17.6.1~ 19.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	
	19.6.1~ 21.5.31	17万 円/月	9万 円/月	6万7,000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

(資料) 公害等調整委員会事務局

項目	区分	A ラ ン ク	B ラ ン ク	C ラ ン ク	備 考
5	葬 祭 料	期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
		昭和49.5.31まで		20万 円	
		49.6.1	～ 50.5.31	23万3,000円	
		50.6.1	～ 51.5.31	28万3,000円	
		51.6.1	～ 52.5.31	31万3,000円	
		52.6.1	～ 53.5.31	33万9,000円	
		53.6.1	～ 54.5.31	36万4,000円	
		54.6.1	～ 56.5.31	37万5,000円	
		56.6.1	～ 58.5.31	42万2,000円	
		58.6.1	～ 60.5.31	44万1,000円	
		60.6.1	～ 62.5.31	46万3,000円	
		62.6.1	～平成 元.5.31	47万1,000円	
		平成 元.6.1	～ 3.5.31	47万4,000円	
		3.6.1	～ 5.5.31	50万8,000円	
		5.6.1	～ 7.5.31	53万3,000円	
		7.6.1	～ 9.5.31	54万3,000円	
		9.6.1	～ 11.5.31	54万5,000円	
		11.6.1	～ 13.5.31	55万7,000円	
		13.6.1	～ 15.5.31	55万4,000円	
		15.6.1	～ 17.5.31	54万6,000円	
		17.6.1	～ 19.5.31	54万4,000円	
		19.6.1	～ 21.5.31	54万2,000円	
6	症 状 の 見 直 し	将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7	近 親 者 の 慰 藉 料	配偶者等の慰藉料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に申請できる。 上記6により、金額の変更があったとき、左の申請ができる。			
8	申 請 人 が 水 俣 病 に よ り 死 亡 し た と き の 慰 藉 料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰藉料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。			
9	患 者 ・ 家 族 の 福 祉 対 策	チッソ株式会社は収容施設の整備拡充、治療及び訓練、授産及び職業のあっせん等の方策を講ずることにより、患者及びその家族の福祉増進に寄与するよう努める。			
10	公 害 防 止 対 策	チッソ株式会社は水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体化方策に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。			
11	調 停 手 続 費 用	チッソ株式会社の負担			

(資料) 公害等調整委員会事務局

2 伊賀市産業廃棄物処分場水質汚濁防止等調停申請事件

(平成17年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成17年8月29日、三重県、大阪府及び京都府の住民ら110人から、三重県伊賀市において安定型最終処分場を設置・操業している産業廃棄物処理業者、産業廃棄物搬入業者及び処分場土地所有者並びに三重県を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、本件処分場に違法に埋め立てられた産業廃棄物に起因する有害物質を含んだ排水が地下水やその周辺の河川へ流入し、その水系に水源地をもつ市民の生活環境にも影響するおそれがあることから、同処分場の適正な管理を求めるとして、被申請人らに対し、共同して、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物を同処分場から撤去するとともに、許可された産業廃棄物以外の産業廃棄物の埋立状況、PCB(ポリ塩化ビフェニル)、硫化水素及び有害化学物質による汚染について調査することを求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、8回の調停期日を開催するとともに、平成19年5月10日、化学物質、廃棄物処理に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任し、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

3 医薬品研究施設大気汚染被害防止等調停申請事件

(平成21年(調)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成21年2月25日、神奈川県住民ら16人から、薬品会社を相手方(被申請人)として、調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が建設を計画している研究施設において、遺伝子組換え実験等が実施された場合、発生する有害物質によって、大気汚染の被害が申請人らの居住地のみならず、関東一円にまで及ぶこと、動物実験施設等からの悪臭が撒き散らされること、研究施設からの排水が河川・海水の水質を汚染することのほか施設及び周辺の地盤沈下、土壌汚染等の被害が予想されることから、被害の未然防止、建設計画の一部凍結、安全性調査の継続的实施、施設完成後は住民への定期的情報開示及び住民による立入調査を認めることを求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、平成21年3月9日、本事件は公害紛争処理法第24条第2項に定める審査会等の管轄に属する事件であると判断し、公害紛争処理法第25条の規定により、本事件を神奈川県公害審査会に移送することを決定した。

第2節 平成20年度に係属した裁定事件

平成20年度中に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、9件であり、これらに前年度から繰り越された13件を加えた計22件が20年度に係属した。このうち6件が20年度に終結し、残り16件が21年度に繰り越された（表2-2-1）。

1 茨城県北浦町における化学物質による健康被害原因裁定申請事件

（平成17年（ゲ）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成17年2月14日、茨城県北浦町の住民3人から、金属製品製造会社2社及び茨城県を相手方（被申請人）として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、住居付近で操業する被申請人ら会社の工場の事業活動及び敷地内でなされている産業廃棄物の焼却、埋立て等により、身体の健全性が著しく損なわれ、申請人らのうち2人については転居を余儀なくされている。これら申請人らが受けている健康被害は、被申請人ら会社の工場の事業活動等によるものであり、また、被申請人県が適切な指導監督を行わなかったことにより、原因が除去されず被害が拡大した、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む12回の審問期日を開催するとともに、平成18年5月19日、化学物質と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、現地証拠調べ、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

2 川崎市における土壤汚染財産被害責任裁定申請事件

（平成17年（セ）第3号事件・平成20年（調）第1号事件）

(1) 事件の概要

平成17年8月16日、鉄道会社から、学校法人及び川崎市を相手方（被申請人）として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人学校法人から購入した土地を不動産会社に売却したが、本件土地の一部からごみ混じりの土が発見され、調査の結果、土壤汚染が発生していることが判明したため、売買契約は解除され、売買代金を返還した上、損害賠償金を支払う合意をした。その後、本件土地中の廃棄物は被申請人学校法人が埋立てに使用したもので、さらに被申請人市も本件土地における廃棄物埋立てに関与していたことが判明した。これらを理由として、被申請人らに対し、応分の負担を求める観点から、本件土壤汚染により申請人が被った損害のうち、土壤汚染とそれに伴う地下水汚染を除去するための直接工事費及び同工事に必要不可欠な調査費等の総額金52億1,639万8,250円及びこれに対する平成19年11月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求めるものである。

その後、平成18年7月5日、申請人から被申請人学校法人に対する申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、12回の審問期日のほか、文書提出命令の申立てに関してイン・カメラ手続を開催、現地調査を実施するなど手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成20年1月23日、第12回審問期日において、審問手続を終結した上、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成20年(調)第1号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。その後、2回の職権調停期日を開催したが、同年3月27日の第2回職権調停期日において調停は不調になり打ち切れ、同年5月7日、下記のとおり申請の一部を認容する裁定をし、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委 平成17年(セ)第3号 川崎市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件
(審問終結日 平成20年1月23日)

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文

- 1 被申請人は、申請人に対し、48億0843万8459円及びこれに対する平成19年11月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 申請人のその余の申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、52億1639万8250円及びこれに対する平成19年11月23日(申請人の平成19年11月19日付け準備書面15の到達日の翌日)から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被申請人

(1) 本案前の答弁

(主位的答弁)

本件裁定申請を却下する。

(予備的答弁)

本件裁定申請のうち、5億4338万円及びこれに対する平成19年11月23日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める申請部分を却下する。

(2) 本案の答弁

本件裁定申請を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案

本件は、申請人が、学校法人B学院（以下「B」という。）との間で、平成4年3月26日付けの売買契約及び同年10月29日付けの売買契約（以下、両者を併せて「本件売買契約」という。）を結び、別紙物件目録1及び2記載の土地（以下、別紙物件目録1記載の土地を「本件土地1」と、同目録2記載の土地を「本件土地2」と、両者を併せて「本件土地」という。合筆及び分筆後の本件土地1及び本件土地2は、別紙物件目録3記載のとおりである。）を取得したところ、購入した本件土地2から土壌汚染がみつき（別添図1、2及び3参照。本件土地2のうち、別添図1の赤線で囲まれた範囲の土地（別紙物件目録2記載の②、④～⑯）にまたがる範囲の土地）の土壌汚染を「本件土壌汚染」という。）、本件土壌汚染は被申請人が本件土地2に搬入をした焼却灰及び耐久消費財が原因であるなどと主張して、被申請人に対し、国家賠償法1条1項に基づき、別紙土壌汚染対策工事費一覧記載の工事（以下「本件土壌汚染対策工事」という。）に係る工事費用等の損害賠償金52億1639万8250円及びこれに対する平成19年11月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

3 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第2号事件・平成20年（セ）第4号事件）

(1) 事件の概要

平成18年7月24日、茨城県神栖市の住民34人から、国（代表者内閣総理大臣）及び茨城県を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らの健康被害、財産及び精神的損害は、居住する地区の井戸水から検出されたヒ素によるものであり、これらの原因は、旧日本軍が第二次世界大戦中に保有し、その後現地に投棄されたヒ素を含む毒ガスないし毒ガス原料である。被申請人国の毒ガス原料等の高度の法的管理保管義務の不履行及び被申請人県が平成11年に近傍の井戸において高濃度のヒ素が検出されていたことを把握していたにもかかわらず、必要な調査等を怠ったことを理由として、被申請人らに、連帯して、各申請人に対する損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成20年9月29日、同一原因による被害を主張する住民5人から参加の申立てがあり（平成20年（セ）第4号事件）、裁定委員会は、同年11月11日、これを許可した。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、8回の審問期日を

開催するとともに、平成19年11月1日及び20年3月10日、ヒ素による健康被害等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員5人を選任するなど、手続を進めている。

4 上尾市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成18年8月17日、埼玉県上尾市の住民2人から、隣接の理・美容院経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成9年2月ごろに建築した被申請人の社屋及びその敷地内に設置されたエアコンの室外機等から生じる騒音及び低周波音並びに被申請人従業員らの話し声や車のエンジン音などにより、強い不快感や不眠症に悩まされるなど、日常生活に多大な支障を被り、そのために多大な心痛や身体的苦痛を受けている。これらを理由として、被申請人に対し、過去に受けた損害の賠償金468万円及びこれに対する平成18年7月17日から支払済みまで年5分の割合による金員、また、将来の損害につき同日から騒音等が基準値を下回る日まで、1日当たり合計金3,000円の割合による金員の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成18年11月6日、騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、騒音・低周波音の現地測定調査を実施して測定結果を報告書に取りまとめるなど、手続を進めている。

5 和歌山県美浜町における椿山ダム放流水漁業被害原因裁定申請事件

(平成18年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成18年9月22日、和歌山県美浜町の漁業協同組合及びその組合員85人から、和歌山県を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが漁場とする三尾沿岸の磯の岩場でアワビのえさである海藻が枯死し、貝類が死滅したのは、被申請人の設置・運営する日高川の椿山ダムから放流される高濃度かつ長期の濁水が磯に到着して、濁質が長期間浮遊して堆積し、海藻の生育を阻害したことが原因である。また、平成9年3月には日高港港湾整備に伴う洪水時の日高川からの濁水対策について申請人組合と被申請人は合意を取り交わしているが、被申請人は現在まで有効な対策を採らずにいる。このため、申請人らは16年6月に県知事に対し損害賠償を求めて公害紛争処理法に基づく調停申請を行っているところであり、申請人らの漁業被害は椿山ダムが洪水時に放流する濁水に起因するものであるとの原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を

開催するとともに、平成19年7月13日及び平成20年2月1日、ダム放流水と漁業被害に関する専門的事項について調査・検討するため、専門委員4人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

なお、専門委員1人は一身上の都合により、平成19年12月20日付けで辞任した。

6 羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

(平成18年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成18年10月30日、石川県かほく市の電子関連機器製造会社から、石川県及び羽咋市を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成3年に申請人が購入した土地は、過去に公害問題を発生させた土地であったが、原因者は既に汚染土壌の撤去を行っていた。申請人が、17年に本件土地の売却に当たり土壌調査を行ったところ、汚染の事実が判明し、土壌汚染対策を行うための損害を被っている。過去に行った汚染土壌の撤去は不十分であり、被申請人らは適切な対応を怠り、その不十分な処理を放任したことによる損害賠償責任があるとして、連帯して損害金16億6,140万4,893円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するとともに、現地調査、参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成20年11月28日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終了した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成18年(セ)第4号
羽咋市における土壌汚染財産被害責任裁定申請事件

裁 定
(当事者の表示省略)

主 文
本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人らは、申請人に対し、連帯して16億6140万4893円を支払え。

2 被申請人ら

(1) 本案前の答弁

本件裁定申請をいずれも却下する。

(2) 本案の答弁

本件裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

本件は、申請外A株式会社（以下「A」という。）が惹起した土壤汚染につき、被申請人らがそれぞれ職務上の注意義務に反し、その土壤汚染の適切な対策を怠ったため、申請人がその事実を知らないで汚染土壤の存在する別紙1の物件目録1ないし5記載の各土地（以下総称して「本件土地」という。）を購入した結果、その汚染土壤を除去するのに24億8000万円を下らない費用の支出を余儀なくされ、損害を被った等と主張して、被申請人らに対し、国家賠償法1条1項、同法4条、民法719条1項前段に基づき、上記費用の内金16億6140万4893円の連帯支払を求める事案である。

（以下省略）

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照）

7 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件

（平成18年（セ）第5号事件）

(1) 事件の概要

平成18年11月30日、埼玉県久喜市のビジネスホテル1社から、鉄道会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は被申請人が所有・運行する新幹線の高架と側道を挟んで10メートルほどに位置した場所でビジネスホテルを経営しているが、平成8～9年ごろから新幹線のスピードアップが行われた模様であり、以後、現在まで宿泊客から苦情がくるほどの振動が生じている。申請人が測定業者に依頼して振動を測定した結果、建物のうち新幹線に近い側の振動が激しく、上り新幹線車両の通行中には、定められた指針値を超える数値が数回記録された。申請人は、被害防止のためホテルの防振対策工事を行わざるを得ず、これらを理由として、被申請人に対し、損害賠償金として金1,990万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するとともに、平成19年2月27日、振動等の測定・分析及び防止対策、建築構造に関する調査設計等の専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成20年7月22日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成18年（セ）第5号 久喜市における東北新幹線振動被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、1990万円を支払え。

2 被申請人

主文と同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、申請人が、被申請人の設置・運行する東北新幹線の列車通行によって発生する振動（揺れ）により、申請人の経営するホテルにつき損害を受けたと主張して、被申請人に対し、民法709条及び717条1項に基づき、1990万円の損害賠償を求めた事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

8 八代市における製紙工場振動被害責任裁定申請事件

(平成19年（セ）第1・2号事件)

(1) 事件の概要

平成19年3月19日、熊本県八代市の住民10人から、製紙会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人の工場周辺に居住する申請人らは、工場が発する継続的な振動により、生活の平穏を害され精神的損害を被ったほか、その住居等にもゆがみ、ひび割れ等が発生する事態に至ったとして、民法第709条に基づき、被申請人に対して、それぞれ損害賠償金300万円の支払を求めるものである。

その後、平成19年9月12日、同一原因による被害を主張する工場周辺の住民1人から参加の申立てがあり（平成19年（セ）第2号事件）、裁定委員会は、同日、これを

許可した。

また、同日、平成19年（セ）第1号事件の申請人らのうち1人から申請を取り下げる旨の申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、現地期日を含む6回の審問期日を開催するとともに、平成19年7月31日、振動被害に関する専門事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査、現地において申請人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

9 港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件

(平成19年（セ）第3号事件)

(1) 事件の概要

平成19年9月25日、絨毯販売会社から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は絨毯の販売店を営んでいるが、同店に近接する土地で施工した建設工事の期間中（平成16年4月から同19年1月まで）、同工事に起因する騒音、振動及び粉じんにより商品の汚染、来客数激減による売上高減少の被害を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金6,784万173円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、6回の審問期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成21年3月30日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成19年（セ）第3号 港区における粉じん等財産被害責任裁定申請事件

裁 定

(当事者の表示省略)

主 文

本件申請を棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

被申請人は、申請人に対し、6784万0173円を支払え、との裁定を求める。

2 被申請人

主文同旨の裁定を求める。

第2 事案の概要

本件は、東京都港区□□□でペルシャ絨毯販売店を営んでいた申請人が、申請人店舗の近隣で行われたA建設工事に伴い、①掘削された土砂を運搬する多数の車両が同店舗前で大量の粉じんを飛散させたため、商品であるペルシャ絨毯が汚損し、それらをイランに輸送してクリーニングする費用相当額等の損害を被った（絨毯の汚損による損害については、上記土砂運搬車両と他の多数の通行車両との共同不法行為によるものであるとの予備的主張がある。）、②上記工事に伴う関連工事により騒音、振動等が発生したため同店舗の売上が減少し、当該騒音、振動等がなければ得られたであろう利益相当額の損害を被ったと主張して、上記工事を施工した共同企業体の代表者である被申請人に対し、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求める責任裁定を申請した事案である。

(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ <http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

10 高知県須崎市における防波堤工事による漁業被害責任裁定申請事件

(平成19年(セ)第4号事件)

(1) 事件の概要

平成19年10月26日、高知県須崎市の住民7人から、国(代表者国土交通大臣)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは須崎市野見港戸島北においてイクスを浮かべてカンパチを養殖していた。被申請人は須崎港湾口部で津波防波堤工事、平成13年度からは港口西防波堤工事を実施し、16年10月から11月には台風で破損した同防波堤の修復工事を行っている。これらの工事により海水が汚染されカンパチが大量に死亡し被害を被ったとして、被申請人に対し、総額6億8,172万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日(1回の現地期日を含む。)を開催するとともに、平成20年5月9日、コンクリート構造物、魚類寄生虫等に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

11 さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成20年2月1日、埼玉県さいたま市の住民1人から、不動産会社及び借家所有者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が居住する借家の周辺において、被申請

人らが行った家屋の取壊し工事及びアパート建設工事による騒音・低周波音のため、申請人は耳鳴り、感音難聴、頭痛などの健康被害を被ったとして、被申請人らに対し、慰謝料等合計310万420円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、現地調査、申請人本人及び参考人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成21年3月30日、本件裁定申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

<p>公調委平成20年（セ）第1号 さいたま市における騒音・低周波音被害責任裁定申請事件</p> <p>裁 定 (当事者の表示省略)</p> <p>主 文 本件裁定申請をいずれも棄却する。</p> <p>事 実 及 び 理 由</p> <p>第1 当事者の求める裁定</p> <p>1 申請人 被申請人らは、申請人に対し、連帯して、310万0420円を支払え、との裁定を求める。</p> <p>2 被申請人ら 主文と同旨の裁定を求める。</p> <p>第2 事案の概要</p> <p>本件は、被申請人Aの委託により被申請人株式会社Bが行った家屋の解体工事等に関し、その隣接地に居住していた申請人が、当該工事に伴う騒音又は低周波音により、耳鳴り、感音難聴、頭痛等の健康被害を受け、肉体的・精神的苦痛を被ったと主張し、被申請人らに対し、不法行為に基づき損害の賠償を求め、責任裁定を申請した事案である。</p> <p>(以下省略)</p>
--

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側一番上の「終結した公害紛争事件」と進み、該当する事件を参照)

12 東京都における自動車排気ガス健康被害責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年3月28日、東京都の住民1人から、国(代表者環境大臣及び国土交通大臣)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、東京都に居住して10年目の平成3年1月7日に気管支ぜんそくを発症し、以降現在に至るまで約17年間闘病生活を続けている。その健康被害は、被申請人が、管理する道路を大量の自動車交通に供用していること又は大気汚染公害の防止及び除去を怠ったことによるものであるとして、国家賠償法第1条第1項又は第2条第1項に基づき、被申請人に対し、公害健康被害の補償等に関する法律による2級患者と同等の月額15万円の補償費と月額3万円の治療費の約17年分に相当する合計3,600万円の損害賠償の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、現地調査を行うなど、手続を進めている。

13 足立区における鉄道騒音被害責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成20年8月13日、東京都足立区の住民1人から、鉄道会社を相手方(被申請人)として、責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の住居周辺において、被申請人(鉄道会社)が運行する鉄道車両の走行による騒音のために、申請人は心理的不快感、夜間睡眠の妨害などの被害を被ったとして、被申請人に対し、損害賠償金として107万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、平成20年12月1日、騒音の測定、測定データの評価等の専門的事項を調査するために必要な専門委員1名を選任したほか、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

14 筑紫野市における産業廃棄物処分場による水質汚濁被害原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月12日、福岡県筑紫野市の住民ら117人から、福岡県筑紫野市において産業廃棄物処分場を管理・運営している産業廃棄物処理業者及び福岡県を相手方(被申請人)として、原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている水質環境の悪化等の被害は、被申請人会社が管理・運営している廃棄物処分場からの水質汚濁物質の垂れ流し及び被申請人県の不適切な指導監督によるものであるとの原因裁定を求めるものである。

る。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

15 東京都23区における清掃工場健康被害等原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成20年9月30日、東京都及び埼玉県の住民8人から、東京都23区及び東京二十三区清掃一部事務組合を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている生活環境の悪化及び健康被害等の発生は、被申請人東京都23区及び被申請人東京二十三区清掃一部事務組合の事業活動及び同被申請人らによる清掃工場から排出される大気汚染物質が原因である、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

16 横須賀市におけるビル解体工事騒音被害等責任裁定申請事件

(平成20年(セ)第5号事件・平成21年(調)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成20年10月17日、神奈川県横須賀市の住民1人から、不動産会社及び建設会社を相手方(被申請人ら)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人不動産会社は、共同住宅の再開発を計画し、被申請人建設会社に解体工事を依頼したが、申請人は、本件解体工事により生ずる騒音、振動及び粉じんによって、肉体的及び精神的被害を受けたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金40万円を支払うよう求める、というものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成21年1月21日の第1回審問期日において、被申請人らは、申請人の請求を認めるが、損害賠償金の額については減額を要望する旨主張し、話し合いによる解決を希望し、申請人も話し合いに応じる旨回答した。このような両当事者の意向を受けて、審問期日を休廷し、進行協議期日を開いて当事者双方から個別に事情を聞いて調整を行った結果、損害賠償金の額について両当事者間に合意ができたので、審問期日を再開し、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により、本事件を調停に付し、裁定委員会が自ら処理する旨の決定を行い(平成21年(調)第1号事件)、第1回調停期日を指定した。引き続き開催した同調停期日において、進行協議において両当事者間にできた合意に沿った調停案を示したところ当事者双方が受諾して調停が成立し、公害紛争処理法第42条の24第2項の規定により、責任裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

17 札幌市における鉄粉による財産被害原因裁定申請事件

(平成20年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成20年12月24日、北海道札幌市の建設会社から、鉄道会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人所在地に申請人本社ビルが完成した平成8年度当初から、被申請人が設置管理する鉄道の軌道側にある社屋の壁面部分及び申請人の敷地に駐車中の車両に鉄粉が刺さり込んで、錆が発生する及び劣化が進行する被害は、被申請人が設置管理する鉄道の軌道を通行する列車による鉄粉の飛散によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

18 小牧市における土壌汚染・地盤沈下被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成21年3月9日、愛知県等の住民60人から、愛知県及び独立行政法人都市再生機構を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人県が造成した土地に被申請人機構の承継前の旧住宅・都市整備公団が建設・分譲した戸建住宅及び土地を所有する者であるが、本件土地には廃棄物層による土壌汚染が存在すること及び不同沈下を現実に起こし、今後も起こす可能性があること、の瑕疵が存在するところ、被申請人県は廃棄物層の除去を怠り、被申請人機構も土層の調査等を怠ったとして、被申請人らに対し、不法行為等に基づき、地盤改良工事費用等の損害賠償を請求する、というものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

19 相模原市における振動被害原因裁定申請事件

(平成21年(ゲ)第1号事件)

(1) 事件の概要

平成21年3月16日、神奈川県相模原市の住民1人から、隣に住む住民を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が受けている夜間眠れない、頭痛、息苦しさ、めまい、手足のしびれ等の健康被害は、被申請人宅から発する特別なベッド、足洗器具、マッサージ機械等の振動によるものである、との原因裁定を求めるというものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進

めている。

20 高崎市における騒音被害責任裁定申請事件

(平成21年(セ)第2号事件)

(1) 事件の概要

平成21年3月19日、群馬県高崎市の住民2人(夫婦)から、近隣に住む住民を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。平成19年12月下旬頃の深夜に被申請人宅の風呂釜から突然大きな重低音が聞こえるようになってから、ほぼ毎晩、同時間帯にその音が申請人ら宅内部に響き込むようになり、申請人らは寝不足に悩まされ、被申請人に対し3週間後に騒音の指摘をするも、被申請人が直ちに風呂釜の点検、整備等の十分な対策を行わなかったため、騒音により睡眠妨害や精神的苦痛を受け、申請人のうち1名はそのストレスにより顔面神経麻痺の健康被害を受け、また申請人ら宅の防音ガラス設置のリフォームをしなければならなくなったとして、被申請人に対し、民法第709条により治療費及びリフォーム等に要した費用約42万円に慰謝料を加えた100万円の損害賠償を求める、というものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請を受け付けた後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

第3節 平成20年度に係属した義務履行勧告申出事件

平成20年度中に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告申出事件は、2件であり、いずれも20年度に受け付けた。このうち1件が20年度に終結し、もう1件は21年度に繰り越された（表1-1-1（7ページ））。

1 伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（平成20年（リ）第1号事件）

(1) 事件の概要

伊東市における製菓工場騒音・悪臭被害職権調停事件は、静岡県伊東市の住民1人が住居に隣接する製菓会社を相手方（被申請人）とし、被申請人の製菓工場が発する騒音・悪臭のために申請人が精神的及び肉体的被害を受けているとして損害賠償を求めた責任裁定申請事件について、職権で調停に付し（平成14年（調）第3号事件）、平成14年11月26日、調停が成立した事件である。

平成20年6月24日、前記調停事件の申請人1人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、平成21年2月9日、調停条項に定められた義務の違反は認められないとして、義務履行の勧告は行わないことに決定し、事件は終結した。

2 飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（平成20年（リ）第2号事件）

(1) 事件の概要

飯塚市し尿処理場等悪臭被害職権調停事件は、福岡県飯塚市の住民4人が飯塚市を相手方（被申請人）とし、被申請人が設置管理するし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場から発生する悪臭により、申請人らは、終日窓を閉めた生活を余儀なくされる、外に出ると「つん」と鼻をつき目を刺激して涙が出る、子供たちを外で遊ばせることができない等の生活上の被害を被っているとして、被申請人によるし尿処理場及びそれに隣接する下水道終末処理場の設置管理とこれらの被害との間に因果関係があるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付され（平成11年（調）第1号事件）、平成11年7月13日に調停が成立した事件である。

平成20年11月17日、前記調停事件の申請人1人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、申出人及び被申出人から事情を確認するなど手続を進めている。